

事業再構築促進支援事業補助金

能美市では、国の「事業再構築補助金」もしくは石川県の「新分野等進出・事業転換支援事業費補助金」の交付を受け、事業の再構築に取り組む企業を応援します！

制度の概要

補助内容：国の「事業再構築補助金」及び石川県の「新分野等進出・事業転換支援事業費補助金」の交付を受けた事業の事業費（能美市内で実施するものに限る）を上乗せで補助

補助対象：国又は県の対象となる補助金を交付された能美市内に本社又は事業所を有する事業者

補助金額：最大10万円

補助率：事業者負担額の10/10

申請方法

★ 申請をお考えの場合は、事前調査票をご提出ください。

国又は県の補助金額が確定後、速やかに下記の書類を添えて申請してください。

- ・能美市事業再構築支援事業補助金申請書
- ・事業報告書（別紙1）
- ・誓約書（別紙2）・・・代表者名は必ず自署すること
- ・「事業再構築補助金」もしくは「新分野進出・事業転換支援事業費補助金」において提出した実績報告書の写し
- ・「事業再構築補助金」もしくは「新分野進出・事業転換支援事業費補助金」の交付額確定通知書
- ・本人確認書類
法人の場合・・・履歴事項全部証明書等の写し（発行日より3か月以内）
個人事業主の場合・・・マイナンバーカード、運転免許証等の写し

制度利用の流れ

国又は県の流れ

能美市の流れ

国・県の補助金へ申請

国・県の採択・交付決定

事業実施

国・県へ実績報告

国・県の交付額確定

国・県へ補助金請求

国・県の補助金支払い

注意！

・実績報告時に提出した書類等は市の補助金申請時に必要となりますので、コピーを取るなどして保管してください。
・国又は県に申請した事業が終了し、補助金の交付額が確定した後、速やかにご申請ください。



事前調査票提出

確定後速やかに

申請および実績報告

補助金交付額確定・請求

補助金の支払い

お問い合わせ先

本補助金について詳しくは能美市ホームページをご覧ください。

能美市 事業再構築

検索



能美市ホームページ

- 本補助金に関する申請・お問い合わせは
能美市産業交流部商工課
TEL：0761-58-2254 FAX：0761-58-2266

- 事業再構築補助金（METI/経済産業省）
http://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html
- 新分野進出・事業転換支援事業費補助金（石川県）
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/keieishien/shinbunyashinsyutsu.html>